

## 聖籠町告示第25号

聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月30日

聖籠町長 渡邊 廣吉

### 聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、聖籠町における小規模企業の起業・創業を促進し、地域経済の活性化に資することを目的として、町内で新たに起業・創業する者に対し、起業・創業に要する経費の一部について、予算の範囲内で交付する補助金に関し、聖籠町補助金等交付規則(平成23年聖籠町規則第33号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に定める者をいう。
- (2) 起業・創業 事業を営んでいない個人が、町内において新たに事業を開始する場合又は新たに法人を設立して町内において事業を開始する場合をいう。
- (3) 商工会等 商工会又はそれに類似する団体をいう。
- (4) 事業所等 事業の用に供する建物及び附属施設(仮設又は臨時のものその他恒常的でないものを除く。)をいう。
- (5) 補助事業 補助金の交付対象となる起業・創業に係る事業をいう。
- (6) 補助事業者 補助金の交付決定を受けた者をいう。
- (7) 起業・創業の日 個人事業者の場合にあっては、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する開業等の届出に記載された開業年月日を、法人の場合にあっては、登記事項証明書に記載された設立年月日をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、起業・創業を予定している、又は交付申請時において起業・創業の日から6月を経過しない小規模企業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請時において、町内に居住し、本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 商工会等の会員である者
- (3) 商工会等による起業・創業に関する事業計画等の相談及び指導を受けた者
- (4) 聖籠町暴力団排除条例(平成24年聖籠町条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者

- (5) 町税の滞納がない者
  - (6) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていない者
- (補助事業)

第4条 次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業としない。

- (1) 別表1左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める事業
- (2) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業
- (3) フランチャイズ契約、チェーンストアその他これらに類する契約に基づく事業
- (4) その他町長が適当でないと認める事業

2 補助事業は、事業計画に妥当性があり、事業の継続が見込める事業とする。  
(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2左欄の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内とし、法人の設立による場合は30万円、それ以外の場合は10万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別に指定する日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 聖籠町小規模企業起業・創業支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 商工会等経営指導等証明書（様式第3号）
- (3) 住民票の写し
- (4) 納税証明書
- (5) 法令順守宣誓書（様式第4号）
- (6) 登記事項証明書及び定款（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）
- (7) 個人事業の開業等の届出書の写し（個人事業者で既に開業している場合に限る。）
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査して適当と認めるときは、聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、適当でないと認めるときは、聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査にあたっては、申請書に添付された事業計画書等の内容について、商工会等に意見を求めることができる。

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに聖籠町小規模企業起業・創業支援事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で承認するときは、補助事業者に聖籠町小規模企業起業・創業支援事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金について期限を定めてその返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 起業・創業の日から起算して3年を経過する日までに事業所等を町外に移転したとき。

(3) その他この告示の規定に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業完了（補助事業の中止又は廃止した場合を含む。）後、速やかに聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金実績報告書（様式第10号）を次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 経費の積算根拠が確認できる書類

(2) 支払が確認できる書類

(3) 事業の完了が確認できる書類

(4) 登記事項証明書及び定款（法人で交付申請時に提出していない場合に限る。）

(5) 個人事業の開業等の届出書の写し（個人事業者で交付申請時に提出していない場合に限る。）

(6) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を審査して交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金額確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付請求書（様式第12号）を町長に提出しなければな

らない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(経過状況報告等)

第13条 補助事業者は、補助金を使用した年度の翌年度から起算して3年間、補助事業の計画に係る毎年度の進捗状況について、聖籠町小規模企業起業・創業支援事業経過状況報告書(様式第13号)により報告しなければならない。

(調査)

第14条 町長は、予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、補助事業者に対し、補助金の対象となった経費の内容、使用状況その他必要な事項について調査することができる。

(帳簿及び関係書類の整理、保管等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び書類を備え、これらの帳簿及び書類を補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

補助としない事業

区分	事業
農業、林業	大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。
漁業	大分類Bに含まれるもの。
金融業 ・保険業	大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。
医療・福祉	大分類Pの医療業のうち、病院(小分類831)、一般診療所(小分類832)、歯科診療所(小分類833)
医療・福祉	大分類Pの社会保険・社会福祉・介護事業(中分類85)
以下の サービス業等	1 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年7月10日、法律第122号)により規制の対象となるもの 2 競輪・競馬等の競走馬、競技団(小分類803に

含まれるもの。)
3 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業（細分類 8 0 9 4 に含まれるもの。)
4 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類 8 0 9 6 に含まれるもの。)
5 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思考調査等を行うものに限る。）（細分類 7 2 9 1）に含まれるもの。)
6 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く。）（細分類 9 2 9 9 に含まれるもの。)
7 易断所、観相撲、相撲案内業（細分類 7 9 9 9 に含まれるもの。)
8 宗教（中分類 9 4 に含まれるもの。)
9 政治・経済・文化団体（中分類 9 3 に含まれるもの。)

（平成 2 5 年 1 0 月改訂「日本標準産業分類」による。）

別表 2（第 5 条関係）

補助対象経費

区分	経費
事業拠点費	設備費、機械器具費
商品化促進費	原材料費、試作品製作等経費
宣伝広告費	宣伝広告に要する経費
法人登記費	法人設立時の登記に要する経費
経営支援費	経理等の指導・支援に要する経費

年 月 日

聖籠町長 様

住所又は所在地

氏名又は事業所名

及び代表者名

電話番号

印

聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付申請書

聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

円

2 添付書類

- (1) 聖籠町小規模企業起業・創業支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 支援機関経営指導等証明書（様式第3号）
- (3) 住民票の写し
- (4) 納税証明書
- (5) 法令順守宣誓書（様式第4号）
- (6) 登記事項証明書及び定款（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）
- (7) 個人事業の開業の届出書の写し（個人事業者で既に開業している場合に限る。）
- (8) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

聖籠町小規模企業起業・創業支援事業計画書

作成日 年 月 日

1. 起業・創業者の概要

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒 新潟県北蒲原郡聖籠町 TEL( - - ) FAX( - - ) E-mail ( @ )		
現在の 所属・職名			
現在の所属 機関所在地	〒 TEL( - - ) FAX( - - ) E-mail ( @ )		
職歴	年 月 日	内 容	
事業経験	<input type="checkbox"/> 事業を経営していたことはない。 <input type="checkbox"/> 事業を経営していたことがあり、現在もその事業を続けている。 <input type="checkbox"/> 事業を経営していたことがあるが、既にその事業をやめている。 ( やめた時期 : 年 月 )		
取得資格			

2. 起業・創業の内容

店舗(会社)名		起業・創業 予定日	年 月 日
所在地 (予定地)	〒 新潟県北蒲原郡聖籠町		
起業・創業 の動機			
営業内容			
主な販売先 ・仕入先			
セールス ポイント			
従業員	他人従業員の雇用 常用 人 、 パート・アルバイト 人		

### 3. 取引先・取引関係等

	ふりがな	シェア	掛取引の割合	適用
	取引先名 (所在地等 (市区町村))			
販売先	( )	%	%	
	( )	%	%	
	( )	%	%	
	ほか 社	%	%	
	( )	%	%	
仕入先	( )	%	%	
	( )	%	%	
	( )	%	%	
	ほか 社	%	%	
	( )	%	%	
外注先	( )	%	%	
	ほか 社	%	%	
人件費の支払	日 日支払 (ボーナスの支給月 月、 月)			

### 3. 賃貸契約について (自己所有物件の場合は、賃貸期間、賃貸料の記載は不要)

賃貸 (所有) 面積	
賃貸期間	
賃貸料 (月額)	円 ※光熱水費・共益費・駐車場料金を除く

4. 必要な資金と調達方法（当該年度に必要な全ての資金と調達方法を記載してください）

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	店舗、工場、機械、備品、車両など (内訳)	千円	自己資金	千円
			親、兄弟、知人、友人等からの借入 (内訳・返済方法)	千円
			金融機関からの借入 (内訳・返済方法)	千円
運転資金	材料・商品仕入、経費支払資金など (内訳)	千円	その他(内訳・名称)	千円
			補助金交付申請額	千円
合計		千円	合計	千円

5. 売上・利益等の計画（月平均）

	1年目	2年目	3年目	
	( 年 月～ 年 月期)	( 年 月～ 年 月期)	( 年 月～ 年 月期)	
売上高①	千円	千円	千円	
売上原価② (仕入高)	千円	千円	千円	
経費	人件費	千円	千円	千円
	家賃	千円	千円	千円
	支払利息	千円	千円	千円
	その他	千円	千円	千円
	合計③	千円	千円	千円
利益①－②－③	千円	千円	千円	

売上高、 売上原価、経費 の計算根拠	
--------------------------	--

6. 事業スケジュール

実施時期	具体的な実施内容
1年目	
2年目	
3年目	

7. 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	資金調達先
自己資金		
補助金		※補助金相当額の手当方法 ・自己資金 ( 円) ・金融機関からの借入金 ( 円) ・その他 ( 円)
その他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	金 額	積算明細等
合 計		

※支出の部は税抜の金額を記載すること

※補助対象経費のみ記載すること

商工会等経営指導等証明書

年 月 日

聖籠町長 様

（経営指導等実施機関）

住 所

実施機関名

代 表 者

印

下記の者に、聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金の申請にあたり、  
経営指導等を行ったことを証明します。

記

住 所	
氏 名	
事業所名	
事業所所在地	

様式第4号（第7条関係）

法令順守宣誓書

年 月 日

聖籠町長 様

住所又は所在地

氏名又は事業所名

及び代表者名

印

※必ず本人が（法人の場合は代表者個人名で）署名、捺印してください。

私は、聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付要綱に基づいて、補助金の交付申請書を提出するにあたり、適用されるすべての法令を現在、順守しているとともに、将来も、順守することを誓います。

様

聖籠町長

聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった件について、下記のとおり決定したので、聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 補助金等の交付条件  
申請内容に変更等があった場合は、速やかに報告すること
- 3 その他（特記事項）

様式第 6 号（第 8 条関係）

第 号  
年 月 日

様

聖籠町長

聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった件について、下記のとおり不交付と決定したので、聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき通知します。

記不交付の理由

年 月 日

聖籠町長 様

住所又は所在地

氏名又は事業所名  
及び代表者名  
電話番号

印

聖籠町小規模企業起業・創業支援事業  
（ 変更・中止・廃止 ） 承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業について、聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 既交付決定額 円
- 4 変更交付申請額 円
- 5 その他（特記事項）

年 月 日

様

聖籠町長

聖籠町小規模企業起業・創業支援事業  
（変更・中止・廃止） 承認通知書

年 月 日付け 第 号で承認決定のあった事業について、聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき通知します。

記

- 1 変更の内容
- 2 既交付決定額 円
- 3 変更交付決定額 円
- 4 補助金の交付条件
- 5 その他（特記事項）

様

聖籠町長

聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり交付決定を取り消しますので、聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付決定取消理由
- 2 その他（特記事項）

年 月 日

聖籠町長 様

住所又は所在地

氏名又は事業所名

及び代表者名

電話番号

印

聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった件  
について、事業が完了（中止又は廃止）したので、聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき報告します。

記

- 1 事業実績書及び収支決算書（事業計画に基づく成果）
- 2 事業完了(予定)年月日 年 月 日
- 3 添付書類
  - (1) 経費の積算根拠が確認できる書類
  - (2) 支払が確認できる書類
  - (3) 事業の完了が確認できる書類
  - (4) 登記事項証明書及び定款（法人で交付申請時に提出していない場合）
  - (5) 個人事業の開業の届出書の写し（個人事業者で交付申請時に提出していない場合）
  - (6) その他町長が必要と認める書類

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

第 号  
年 月 日

様

聖籠町長

聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった補助金実績報告書を審査した結果、内容を適当と認め、下記のとおり補助金の額を確定したので、聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

- 2 補助金等確定額
- 3 その他（特記事項）

年 月 日

聖籠町長 様

住所又は所在地

氏名又は事業所名  
及び代表者名  
電話番号

印

聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった  
件について、聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付要綱第12条の  
規定により請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 添付書類 聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金額の確定通知書の写し
- 3 振込先
  - (1) 金融機関名
  - (2) 口座種類
  - (3) 口座番号
  - (4) 口座名義人

年 月 日

聖籠町長 様

住所又は所在地

氏名又は事業所名

及び代表者名

電話番号

印

聖籠町小規模企業起業・創業支援事業経過状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった  
事業について、聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金交付要綱第13条  
の規定に基づき報告します。

記

1 添付書類

- (1) 聖籠町小規模企業起業・創業支援事業経過状況報告書（別紙）
- (2) その他町長が必要と認める書類

別紙（様式第13号）

聖籠町小規模企業起業・創業支援事業経過状況報告書

作成日 年 月 日

1. 起業・創業者の概要

ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒 新潟県北蒲原郡聖籠町 TEL( - - ) FAX( - - ) E-mail ( @ )		
現在の 所属・職名			
現在の所属 機関所在地	〒 TEL( - - ) FAX( - - ) E-mail ( @ )		
取得資格			

2. 起業・創業の実績

店舗（会社）名		起業・ 創業日	年 月 日
所在地 （予定地）	〒 新潟県北蒲原郡聖籠町		
営業内容			
主な販売先 ・仕入先			
従業員	他人従業員の雇用 常用 人、パート・アルバイト 人		

3. 賃貸契約について（自己所有物件の場合は、賃貸期間、賃貸料の記載は不要）

賃貸（所有）面積	
賃貸期間	
賃貸料（月額）	円 ※光熱水費・共益費・駐車場料金を除く

#### 4. 取引先・取引関係の実績

	ふりがな	シェア	掛取引の割合	適用
	取引先名 (所在地等 (市区町村))			
販売先	( )	%	%	
	( )	%	%	
	( )	%	%	
	ほか 社	%	%	
仕入先	( )	%	%	
	( )	%	%	
	( )	%	%	
	ほか 社	%	%	
外注先	( )	%	%	
	ほか 社	%	%	
人件費の支払	日 日支払 (ボーナスの支給月 月、 月)			

#### 5. 売上・利益等の実績 (月平均)

※該当年分について記入ください。

	1年目	2年目	3年目
	( 年 月～ 年 月期)	( 年 月～ 年 月期)	( 年 月～ 年 月期)
売上高①	千円	千円	千円
売上原価② (仕入高)	千円	千円	千円
経費	人件費	千円	千円
	家賃	千円	千円
	支払利息	千円	千円
	その他	千円	千円
	合計③	千円	千円
利益①-②-③	千円	千円	千円

6. 事業実績

実施時期	具体的な実施内容
1年目	
2年目	
3年目	

7. 収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	資金調達先
自己資金		
借入金		
その他		
合 計		

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	金 額	積算明細等
合 計		

※ 該当する年の収支決算状況について記載すること

※ 支出の部は税抜の金額を記載すること